

「特別養護老人ホーム天寿園」重要事項説明書

1、施設経営法人

- (1) 法人名　社会福祉法人 天寿園会
(2) 法人所在地　青森県上北郡七戸町字舟場向川久保 308番地
(3) 電話番号　0176-68-4888
(4) 代表者氏名　理事長 工藤 要一
(5) 設立年月日　平成6年2月17日

2、ご利用施設

- (1) 施設の種別　指定介護老人福祉施設・事業所番号 0272500729号
(2) 施設の目的　利用者が明るく生きがいを持ち、老後における健康で安らかな生活を営むことができる施設並びに地域社会の核として関係機関、医療機関、福祉団体と連携を強化しながら福祉の増進を図ることを目的とします。
(3) 施設の名称　特別養護老人ホーム天寿園
(4) 施設の所在地　青森県上北郡七戸町字舟場向川久保 308番地
(5) 電話番号　0176-68-4888
(6) 園長氏名　工藤久美子
(7) 当施設の運営方針　利用者個々の日常生活の動作、精神状況をよく観察し、利用者のニーズに対応した処遇を行う。
(8) 開設年月　平成7年4月1日
(9) 入所定員　50人

3、居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。

居室・設備の種類	室　数	備　考
居室 1人部屋	12室	内短期入所8室
2人部屋	1室	
4人部屋	12室	内短期入所1室
合　計	25室	
食　堂	1室	
機能訓練室	2室	
浴　室	1室	一般浴槽・リフト浴
特別浴室	1室	特殊浴槽
医　務　室	1室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

4、職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
園長	1名		短期入所、通所介護 訪問介護、グループホームの管理者	1名	・業務の管理等
介護職員	18名	3名	なし	21名	・入浴、排泄、食事等の生活全般にわたる援助等
生活相談員	1名		なし		・入居者及び家族等の相談及び相談窓口 ・利用者の生活の把握等
看護職員	2名		なし	2名	・入居者の健康管理・医療機関との連絡調整等
機能訓練指導員	1名		なし	1名	・リハビリ指導・計画プログラムの作成等
介護支援専門員	1名		なし	1名	・介護サービス計画及び実施 ・利用者の生活の把握等
医師（嘱託医）		2名	なし	2名	・入居者の医療に関すること・定期的回診等
管理栄養士	1名		なし	1名	・栄養管理・献立の作成等

※指定短期入所生活介護 12床分を含みます。

〈主な職員の配置状況〉

職種	勤務体制
1、医師	毎週 月・火・木曜日
2、介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番・ 6：00～15：00 日勤・ 8：30～17：30 遅番・ 10：00～19：00 ・ 13：00～22：00 夜勤・ 21：45～ 7：45
3、看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤・ 8：30～17：30
4、機能訓練指導員	日勤・ 8：30～17：30

5、施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金が全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています

（食事時間）

朝食：7：30～8：30　　昼食：12：00～13：00　　夕食：17：30～18：45

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者的心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うようにします。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第5条参照）

(1) 別紙参照

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 特別な食事

ご契約者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪・顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 3,000円

[美容サービス]

美容師の出張による美容サービス（調髪・パーマ）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、下記の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関に届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：園長

○出納方法：手続きの概要は下記の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1か月当たり 1,000円

④レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション・余暇活動に参加していただくことがあります。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

・主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容	備考
1月	1日～お正月（おせち料理をいただき、新年を祝います。）	
2月	3日～節分（園内で豆まきを行います。）	
3月	3日～ひな祭り（おひなさま飾りを作り、飾り付けを行います）	
4月	下旬～お花見会（園外の公園に行き、桜の下でお花見をします。）	
8月	中旬～夏祭り（ご家族・地域住民一緒になって行います。）	
12月	20日～クリスマス会（飾り付けを行い、食事を楽しむ。）	
12月	31日～年越し会（1年の思い出を回想しながら食事を楽しむ。）	

・クラブ活動

書道、茶道、華道など（材料代等の実費をいただきます。）

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担していただきます。

1枚につき 30円

⑥契約書第19条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金。1日あたりの介護サービス費を全額自己負担となります。

⑦契約書第4条第2項に定める所定の料金

移送サービスについて

基本料金	1時間 1,000円	+	距離	1km 増す毎に 100円追加
------	---------------	---	----	-----------------

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア、窓口での現金支払い

イ、口座振込み

みちのく銀行 天間林支店 普通預金 3414001

ウ、金融機関口座からの引き落とし

ご利用できる金融機関：みちのく銀行

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とした場合は、ご契約者の希望により下記協力医療機関において診察を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察を義務付けるものではありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 藤仁会 工藤医院
所在地	青森県上北郡七戸町字道ノ上 63-4
医療機関の名称	公立 七戸病院
所在地	青森県上北郡七戸町字影津内 98-1
医療機関の名称	あらと歯科クリニック
所在地	青森県上北郡七戸町字森ノ上 214-2

6、施設を退所していただく場合

当施設との契約では契約終了する期日は定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場

合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

(契約書第13条参照)

- ① 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
(但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合は、本号は、平成17年3月31日まで適用されません。)
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合
- ⑥ 事業者から退所の申し出があった場合

(1) ご契約者から退所の申し出（中途解約・契約解除）(契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設殻の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご希望ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しないばあい
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）(契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた勧告にかかるわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ ご契約者が連續して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院の場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

- ・3ヶ月以内の退院された場合又は3ヶ月以上入院を必要と見込まれる場合、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料をご負担いただく必要はありません。

② 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

- ・6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日当たり 370円

（3）円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者的心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7、残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

但し、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8、守秘義務について（契約書第8条参照）

- （1）事業者、サービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。利用を終了した後も継続されます。
- （2）事業者は、利用者の医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の状況を提供できるものとします。
- （3）事業所は利用者の円滑な援助を行う為に必要性がある場合には、利用者に関する情報を提供できるものとします。

9、事故発生時の対応について

- ①サービス提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村、及び家族に対して連絡を行う等必要な措置をとります。
- ②事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、採った記録は2年間保存します。
- ③サービスの提供により損害賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

10、非常災害対策

- ①非常災害対策として平素から消防機関等関係諸機関と具体的且つ十分な協議を行い、利用者に対して常に避難経路を周知徹底させるとともに、定期的な避難訓練の実施に努める。
- ②火災発生時は、直ちに消防機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考えて利用者の避難誘導に全力をあげる。

11、身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び保証人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12、虐待防止に関する事項

- ①虐待防止に関する担当者を選定しています。
(虐待防止に関する担当者：管理者 工藤 久美子)
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。また、虐待防止のための指針を整備しています。
- ③従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ④当該事業所従業員又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13、ハラスメントの防止対策について

当施設では、高齢者虐待防止と同様に、介護現場でのハラスメントの防止に向けた取り組みを行っています。ハラスメント事案が発生した場合は、マニュアル等を基に迅速な対応を行い、再発防止策を検討します。

14、業務継続計画について

当施設では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しています。

感染症の予防及びまん延に関する取組の徹底のため、委員会の開催、指針の整備、研修や訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。

1.5、苦情の受付について（契約書第22条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者：（職氏名）介護支援専門員 工藤 美智子

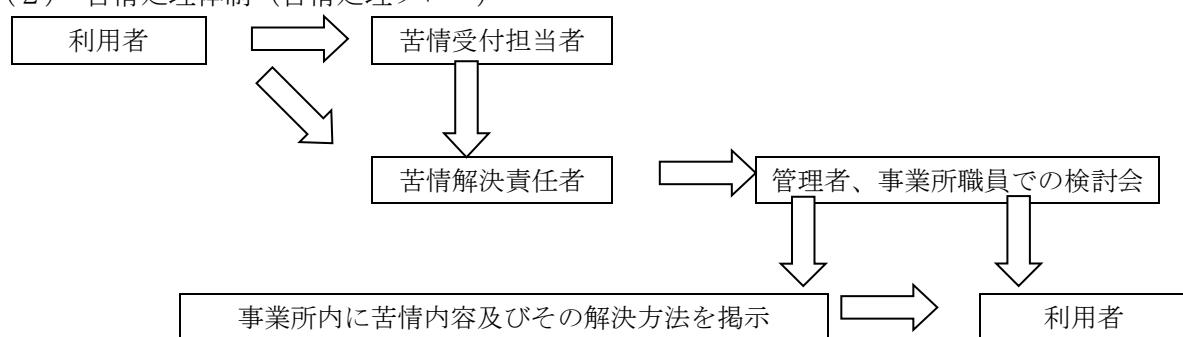
○苦情解決責任者：（職氏名）施設長 工藤 久美子

受付時間 每週月曜日～金曜日

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関前に設置しています。

（2）苦情処理体制（苦情処理フロー）



（3）行政機関の他苦情受付機関

天間林保健センター 介護高齢課	所在地 電話番号 受付時間	青森県上北郡七戸町字森ノ上 131-4 0176-68-4631 8：30～17：30
青森県 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	青森県青森市新町2丁目4-1 県共同ビル3階 017-723-1336 8：30～17：30
社団法人 青森県老人福祉協会	所在地 電話番号 受付時間	青森県青森市中央三丁目20-30 県民福祉プラザ3階 017-731-3755 8：30～17：30

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護福祉施設 特別養護老人ホーム天寿園

説明職員

氏 名

印

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

私は、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

代行者住所

氏 名

印

続 柄

電話番号